

## 建設業許可・経営事項審査電子申請システム Q&amp;A

令和5年1月から運用を開始する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」(以下「システム」という。)に関し、申請者等から質問の多いと予想される項目を取りまとめましたので、参考としてください。

## 共通事項

Q1	電子申請でないと申請・届出できなくなるのか？	A1	これまでと同様に、紙による申請・届出が可能です。
Q2	システムの操作方法を教えてください。	A2	国土交通省HPに掲載されている「操作マニュアル」を参照してください。また、操作方法で不明な点は、システムの「お問い合わせ」からお問い合わせいただくか、ヘルプデスク 電話0570-033-730(ナビダイヤル)にお電話ください。
Q3	紙申請で原本提出が必要な書類は、どのように取り扱うのか？	A3	電子申請の運用開始に伴い、これまで原本提出(又は提示)が必要であった書類は、原本を電子データ化したファイルの提出によることとします。また、紙申請も同様(写しの提出)とします。
Q4	電子申請の場合、原本証明の記載はどうしたらよいか？	A4	電子申請の運用開始に伴い、電子、紙申請問わず、原本証明の記載は不要としました。
Q5	添付ファイルの種類は？	A5	PDF、画像ファイル(jpeg,png,gif,bmp,tiff)等が添付可能です。
Q6	原本をスマホ、デジカメ等で撮影したものでも可能か？	A6	写真、画像データでも可能としますが、内容が読み取りにくい場合や、修正等により真偽が疑われる場合等は、補正により再提出又は紙により提出していただく場合があります。
Q7	添付するファイルに容量制限はあるのか？	A7	現時点では容量制限はありません。
Q8	電子申請が可能な時間は？	A8	システムの稼働時間は、午前2時00分から午後11時50分までとなっています。この間であれば、電子申請が可能です。
Q9	申請は電子で行い、確認書類等を紙で提出することは可能か？	A9	申請を電子で行う場合は、原則として紙による提出はできません。JCIP上から提出してください。
Q10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、登記事項証明書として受付可能か？	A10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、証明書とは異なるものであること、照会番号を利用する場合であっても照会期間が限定されること等の理由から、不可とします。
Q11	申請手数料を静岡県収入証紙で支払うことは可能か？	A11	電子申請の場合も、静岡県収入証紙で申請手数料の支払が可能です。システム内の「手数料納付方法」で「静岡県収入証紙での支払」を選択し、納付の案内がありましたら、規定の用紙を印刷の上、収入証紙を貼付して、書留等の方法により郵送してください。ただし、郵送に当たっては、必ず書留(手数料が5万円超の場合は一般書留)等補償付きの送付方法としてください。郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任は負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査手続も行うことができませんので、御理解のほど、お願いいたします。

## 建設業許可

Q1	新規許可の場合、申請してから許可となるまでの期間は？	A1	標準処理期間等には変更ありませんが、申請者が補正指示等に気付かない等の場合、紙申請に比べて、審査終了まで日数を要する場合がありますので、御注意ください。
Q2	許可通知書も電子で通知されるのか？	A2	静岡県においては、当面の間、紙による許可通知のみとします。
Q3	許可証明書は電子申請することが可能か？	A3	許可証明はシステム対応しておりません。
Q4	閲覧所での閲覧方法に変更はあるのか？	A4	電子申請が行われた申請、届出に係るものの閲覧は、インターネットでの閲覧となる予定です。これまでどおり、閲覧所で閲覧を希望される方のため、閲覧所には閲覧用のパソコンを設置する予定です。
Q5	事業年度終了後の変更届提出後、修正したい場合はどうするのか？	A5	JCIPでは修正の届出は対応しておりません。紙により届出していただくか、土木事務所に届出確認取消しを依頼し、再度届出をおこなってください。
Q6	財務諸表作成において、端数計算はどのように行われるのか？	A6	JCIPで「円単位入力」を選択した場合は、合計が自動計算されます。「千円・百万円単位入力」を選択した場合、合計も任意の金額を入力することができます。
Q7	登記上の所在地と事実上の所在地が異なるが、JCIPにはどちらを入力すればよいのか？	A7	事実上の所在地のみ入力してください。
Q8	「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」の証明者が申請者以外の場合はどうするのか？	A8	申請者以外が証明者の場合は、JCIPに証明者として入力することはできません。紙で作成した証明書(原本)を電子ファイルに変換の上、ファイル添付してください。
Q9	許可更新提出期限(許可満了日の30日前)を過ぎてしまったが、どうすればよいのか？	A9	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。
Q10	変更届の期限を過ぎてしまったが、どうすればよいのか？	A10	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。

## 経営事項審査

- |    |   |    |   |
|----|---|----|---|
| Q1 | 経営日程に関わらず、いつでも申請可能か？                      | A1 | システム稼働中であれば、申請はいつでも可能ですが、審査については、規定の経営事項審査日に行います。   |
| Q2 | 予約は不要となるのか？                               | A2 | 電子申請の場合も、審査日の予約が必要です。電話等で予約をお願いします。   |
| Q3 | 経営事項審査日は、会社等に待機の上、常時JCIPを確認していなければならないのか？ | A3 | 待機等の必要はありませんが、補正や手数料納付の案内が送付されますので、早めの対応をお願いします。  |
| Q4 | 結果通知書はいつ頃届くのか？                            | A4 | 規定の審査日から1週間程度で補正、手数料納付が完了した場合、結果通知書の送付は、規定の審査日の紙申請と同日となります。   |
| Q5 | 申請手数料はいつ納付するのか？                           | A5 | 本審査終了後(システム上は「受付後」)に「納付の案内」を送付しますので、案内に従って手数料を納付していただきます。<br>(納付が確認できない場合、結果通知書は発行されません。また、納付確認後、結果通知書発行までには3週間～1か月程度要します。) |